



生涯学習のまご

まなび

響きあい  
共に育つ  
「人づくり」

## 水辺巡りウォーキング開催中!

美郷町総合型スポーツクラブと共催で「水辺巡りウォーキング」を開催しています。町が推進する「水環境保全プロジェクト」の一つとして、町内外のさまざまな水辺をはじめ、美郷町の大切な水資源を育む水源涵養林を歩きながら、湧水の仕組みなどについても学んでいます。また、水資源を保全する意識を高めるとともに、観光を推進しながら参加者同士の交流を深めることも目的としています。

ウォーキングは10月下旬ごろまで毎月開催します。詳細は、毎月発行の広報美郷お知らせ版をご覧ください。皆さんのご参加をお待ちしています。



■ウォーキングの様子

### ■今後の予定

期日	場所	その他
7/4(火)	六郷地区	集合場所：中央ふれあい館
7/11(水)	千畑地区	集合場所：北体育館
7/20(金)	町外	詳しくは7月13日発行予定の 広報美郷お知らせ版でご確認 ください。
8/1(水)	町内	
8/8(水)	町内	

問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課  
スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

## 六郷、仙南出張所

土日祝日も夜7時まで  
利用できます!

出張所の業務時間 / 8:30~19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日  
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、  
12月29日から翌年1月3日

7月の休業日は

2 9 17 23 30  
月 月 火 月 月

六郷出張所  
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904  
☎ 0187(84)4040  
FAX 0187(84)3763

仙南出張所  
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915  
☎ 0187(83)2280  
FAX 0187(83)2451

## 出張所ではこのような 業務を行っています

右記の  
証明書の  
発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書 ● 所得証明書
- 課税証明書 ● 非課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書

税や  
使用料の  
収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

## 次の届出は出張所では 取り扱っていません

住所に関する届出

- 転入届 ● 転出届 ● 転居届
- 世帯主変更届

※役場住民生活課に届出してください。

戸籍に関する届出

- 出生届 ● 婚姻届 ● 入籍届
- 離婚届 ● 転籍届 ● 養子縁組届 など

※役場住民生活課に届出してください。

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金保険料には免除制度があります

今年度の国民年金保険料は、月額14,980円です。事情により保険料を納付することが困難な時は「保険料免除制度」をご活用ください。

### ●保険料免除制度

「申請者本人」「配偶者」「世帯主」の前年の所得により審査され、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の区分があります。

毎年7月から翌年の6月までを1年として承認されます。

### ■国民年金保険料納付額

区 分	納付額（月額）
全額免除	0円
4分の3免除	3,750円
半額免除	7,490円
4分の1免除	11,240円

### ●退職（失業）による特例免除制度

通常であれば審査の対象となる「申請者本人」を除外して「配偶者」「世帯主」の前年の所得で審査を行います。

### ●若年者納付猶予制度

30歳未満の方に限り利用できます。「申請者本人」「配偶者」の前年の所得により審査され、承認されるとその期間の保険料納付が猶予されます。

※所得審査は、町民税の申告内容をもとに行われますので、申告は忘れずに行ってください。

#### 申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- 印鑑
- 特例免除の申請をする場合は、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（離職票、雇用保険受給資格者証等）

免除の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。免除の承認を受けた期間が10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）することができるようになっています。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

# 介護保険事務所からのお知らせ

## 社会全体で支える介護保険制度

## 平成24年度介護保険料の納付について

65歳以上の方の介護保険料は、本人の所得や世帯の住民税の課税状況によって9段階に分けられます。納め方は、納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの天引きで納める特別徴収の二通りに分けられます。介護保険料額と納め方のお知らせは7月中旬に発送します。

### ■普通徴収

個別の通知に同封されている納付書で納期限日までに金融機関、町役場、介護保険事務所で納めてください。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。口座振替の申込用紙は金融機関窓口にて用意しています。

※普通徴収の対象となるのは、年金の年額が18万円未満の方または受給していない方、4月1日の時点で年金を受給していない方、平成24年度中に65歳になった方などです。

### 【平成24年度普通徴収介護保険料納期限日

および口座振替日】

第1期	7月31日
第2期	8月31日
第3期	10月1日
第4期	10月31日
第5期	11月30日
第6期	1月4日

※納期限日を過ぎると督促手数料100円がかかる場合があります。

### ■特別徴収

年金支給月（偶数月）に年金からの天引きによる納付となります。

※特別徴収には自動的に切り替わりますので手続きは必要ありません。

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班

☎0187(86)3911

美郷町役場 福祉保健課 地域包括支援班

☎0187(84)4907